

# 中核市移行に関する基本的な考え方

～更なる住みやすさの向上を目指して～

平成 27 年 8 月

松 江 市

## 目 次

はじめに	1
1 中核市の制度	2
2 中核市移行の目的（中核市移行により目指す松江市の姿）	6
3 中核市移行の効果（メリット）	8
4 中核市移行に向けての取組の基本的な考え方	14
(1) 広報	14
(2) 移譲事務の調整	14
(3) 財政への影響	15
(4) 組織・職員体制及び専門職員の確保・育成	17
(5) 保健所の設置	18
(6) 条例等の整備	19
(7) 庁内推進体制	20
5 移行目標期日	21
6 スケジュール	21
■ 資料編	22
資料1 指定都市、中核市、施行時特例市の指定状況	22
資料2 財政への影響額について（他市の事例）	24
資料3 島根県松江保健所の業務及び職員数	26

## はじめに

平成 26 年の地方自治法の改正により、平成 27 年 4 月から中核市の要件がこれまでの「人口 30 万人以上」から「人口 20 万人以上」に改正され、松江市も中核市の要件を満たすことになりました。この中核市の要件を満たす市は県内では松江市のみです。中核市の指定を受けると、現在、島根県が担っている様々な事務権限の移譲を受け、市が直接事務を担うことになり、これまで以上にこの地域の特性や課題に応じたきめ細やかな施策を実施することができると思われれます。

住みやすさという点では、平成 27 年 3 月に、経済産業省の調査で松江市が「日本一暮らしやすいまちである」という結果が公表されました。これは、松江市のこれまでの官民挙げての取組の成果が表れたものと捉えています。

また、松江市内には複数の総合病院をはじめ、多くの病院、診療所が開設されるなど、医療資源が豊富であり、高齢化が進む社会において、今後必要とされる保健、医療、福祉、介護等が連携したより住みやすい環境を築くための条件に恵まれています。

このようなこれまでの取組の成果や特性を生かしつつ、一層磨きをかけ、更なる住みやすさの向上を図るため、中核市への移行を目指し準備を進めてきました。

この「中核市移行に関する基本的な考え方」は、松江市が中核市への移行を目指すに当たって、中核市の制度、中核市に移行する目的及び効果、移行目標期日、財政への影響、組織体制・職員の確保、今後の取組等についての基本的な考え方をまとめたものです。

この「中核市移行に関する基本的な考え方」にまとめた考え方を基本として、市民の皆様様の御意見をお伺いしながら、中核市移行への取組を着実に進めていきます。

## 1 中核市の制度

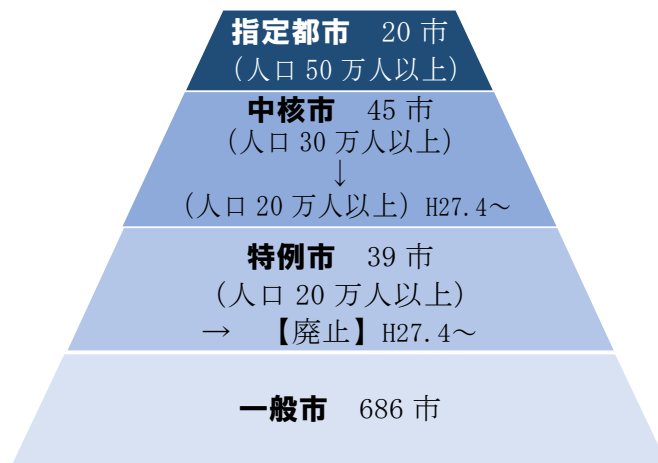
### 《住民に身近な行政サービスは、住民に身近な市が担う》

中核市とは、地方分権を進めるための都市制度の1つです。

地方自治の制度では、『住民に身近な行政は、できるだけ住民に身近な市町村が行う方がよい』と考えられています。しかし、全国には、大小様々な規模の市町村があり、規模の小さな市町村が、住民に身近なサービスだからといって、全ての事務を処理することは、人的にも、財政的にも困難です。そのため、住民に身近なサービスであっても、一定の行政能力がなければ担うことができない事務については、国や都道府県にその権限を残す仕組みがとられています。そして、一定の人口規模や行政能力があると認められる市を「指定都市」、「中核市」又は「特例市」として指定し、その人口規模や行政能力に応じて、一定の権限をまとめて移譲する制度が設けられました。

すなわち、**中核市に移行することは、地方分権が進み、「住民に身近な行政サービスは、住民に身近な市が担う」という地方自治の考え方に近づいていくということになります。**

なお、松江市は、市町村合併を経て、平成23年に人口が20万人を超え、平成24年4月に「特例市」の指定を受けています。



※平成27年4月現在

【参考】全国の指定都市、中核市、施行時特例市の指定状況

→ 後掲資料 22 ページ・23 ページ

## 《中核市制度と特例市制度の統合》

第30次地方制度調査会の答申（平成25年6月25日「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」）で、「人口20万人以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすべきである」とされました。このことは、人口20万人以上の都市であれば、中核市の権限を担う能力があると認められたものです。

これを受けた平成26年の地方自治法の改正により、平成27年4月から、「特例市」制度が廃止されるとともに、「**中核市**」の人口要件が、これまでの「**30万人以上**」から「**20万人以上**」に引き下げられました。これまでの特例市は、中核市に移行するか、一般市に留まるかの選択をすることになりました。

なお、**山陰地方で、中核市の要件を満たしているのは、松江市と鳥取市だけです。**

※ 平成26年の地方自治法の改正には、経過措置が設けられており、人口が20万人未満であっても、平成27年4月1日現在で特例市の指定を受けている市は、平成32年3月31日までの間は、中核市の指定を受けることができることとされています。松江市は、平成22年の国勢調査の人口は20万人を超えていますので、この経過措置の対象ではありませんが、平成27年の国勢調査で、仮に人口が20万人を下回った場合は、この経過措置の期間内でなければ中核市に移行できないことになります。

なお、中核市の指定を受けた後に人口が20万人を下回っても、中核市の指定を取り消されることはありません。

（参考）松江市における人口推計

単位：人

平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
208,613	204,587	199,120	192,401	184,957	176,844	168,173

〔出典〕『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所ホームページ）

《指定都市、中核市、特例市の事務の概要》

道府県、指定都市、中核市及び特例市の担う主な事務を行政分野ごとに分類すると次の表のようになります。

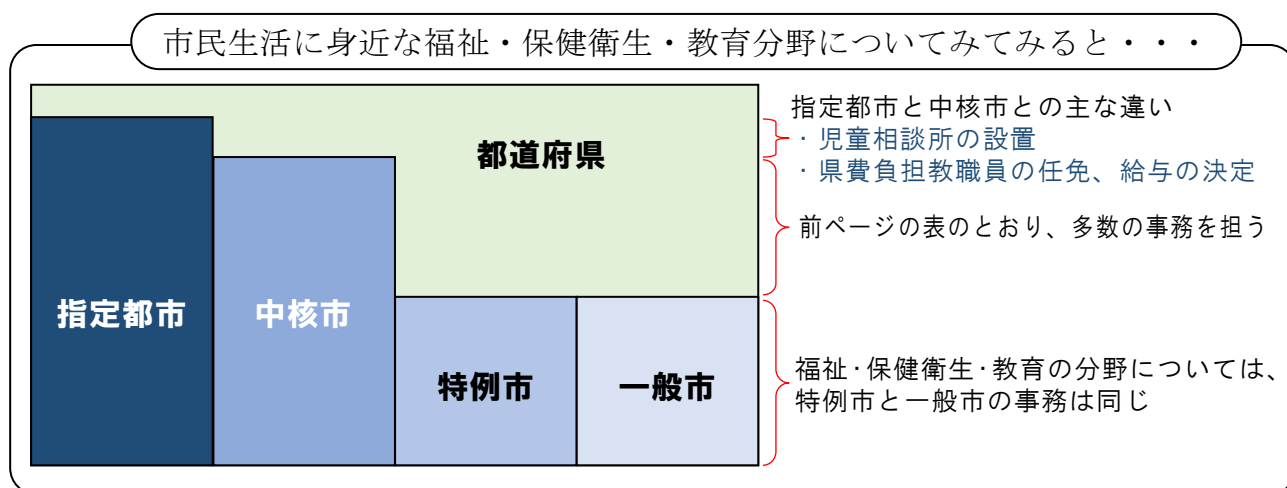
	保健衛生	福祉	教育	環境	まちづくり	治安・安全防災
道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>□麻薬取扱者(一部)の免許</li> <li>□精神科病院の設置</li> <li>□臨時の予防接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□保育士、介護支援専門員の登録</li> <li>□身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□小中学校学級編成基準、教職員定数の決定</li> <li>□私立学校、市町村立高等学校の設置認可</li> <li>□高等学校の設置管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□第1種フロン類回収業者の登録</li> <li>□公害健康被害の補償給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□都市計画区域の指定</li> <li>□市街地再開発事業の認定</li> <li>□指定区域の1級河川、2級河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□警察(犯罪捜査、運転免許等)</li> </ul>
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>□精神障がい者の入院措置</li> <li>□動物取扱業の登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□児童相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□県費負担教職員の任免、給与の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□建築物用地下水の採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□区域区分に関する都市計画決定</li> <li>□指定区間外の国道、県道の管理</li> <li>□指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理</li> </ul>	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>□保健所の設置</li> <li>□飲食店営業等の許可</li> <li>□温泉利用の許可</li> <li>□旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□保育所、養護老人ホームの設置の認可、監督</li> <li>□介護サービス事業者の指定</li> <li>□身体障がい者手帳の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□県費負担教職員の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>□ばい煙発生施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>□サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>	
特例市				<ul style="list-style-type: none"> <li>□一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</li> <li>□汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>□土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul>	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>□市町村保健センターの設置</li> <li>□健康増進事業の実施</li> <li>□定期の予防接種の実施</li> <li>□結核に係る健康診断</li> <li>□埋葬、火葬の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□保育所の設置、運営</li> <li>□生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)</li> <li>□養護老人ホームの設置、運営</li> <li>□障がい者自立支援給付</li> <li>□介護保険事業</li> <li>□国民健康保険事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□小中学校の設置管理</li> <li>□幼稚園の設置、運営</li> <li>□県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□一般廃棄物の収集、処理</li> <li>□騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定制、規制基準の設定(市のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□上下水道の整備、管理、運営</li> <li>□都市計画決定</li> <li>□市町村道、橋りょうの建設管理</li> <li>□準用河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□消防、救急活動</li> <li>□災害の予防、計画、防除等</li> <li>□戸籍、住民基本台帳</li> </ul>

特例市においては、福祉、保健衛生、教育に関する事務の移譲はありませんが、**中核市は、市民に身近な行政サービスについては、そのほとんどを指定都市並みに担う**ことになります。

※ 前ページの表に記載した事務は、法律上の道府県、指定都市、中核市及び特例市の事務です。

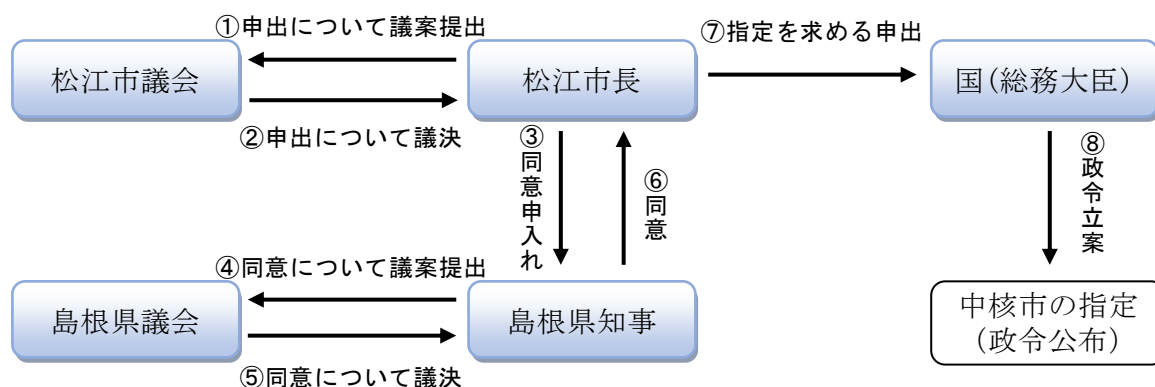
松江市においては、島根県の「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により既に移譲を受けている事務があります。

※ 特例市は、平成 27 年 4 月から廃止されていますが、平成 27 年 3 月までに特例市になった市については、引き続き特例市として移譲された権限を担うこととされていますので、便宜上、特例市を含めて記載しています。



### 《中核市指定の手続》

中核市の指定を受けるには、市議会の議決、県議会の議決、知事の同意を経て、市が国に申出を行う必要があります。国は、市の申出に基づき中核市の指定を行います。



## 2 中核市移行の目的（中核市移行により目指す松江市の姿）

中核市に移行すると、現在、島根県が担っている事務のうち約 1,600 の事務の権限が松江市に移譲されます。市民に身近な行政サービスのほとんどを市が担うことになり、市が市民サービスに総合的に責任を持つことができるようになります。市が総合的に行政サービスを担うことで、この地域の特性や課題に応じた柔軟で迅速な行政サービスの提供をこれまで以上に進めることができます。

また、人口減少が社会問題として大きく取り上げられる中、松江市は、近隣の市町村と連携、協力し、「まち・ひと・しごと創生」に取り組み、この地域の人口を維持し、継続的な発展を目指して行く必要があります。

中核市に移行することにより目指す松江市の姿として3つのビジョンを掲げ、これまで以上に「住みやすさ日本一のまち」、「健康寿命日本一のまち」の実現と「中海・宍道湖・大山圏域の発展に貢献」に取り組んでいきます。

### 中核市移行により目指す松江市の姿

#### 住みやすさ日本一のまち

市が一元的に市民生活の責任を担うことで、地域の課題に応じた柔軟で迅速な行政サービスを提供し、より一層の住みやすさ向上を図ります。

#### 健康寿命日本一のまち

保健所を設置することにより、保健衛生、健康づくり事業に一体的に取り組み、また、医療、介護とも連携し、市民の健康寿命日本一へ向けた取組を強化していきます。

#### 中海・宍道湖・大山圏域の発展に貢献

地方拠点となる中海・宍道湖・大山圏域の活力の維持・発展に貢献していきます。



【中核市移行により目指す松江市の姿イメージ図】

松江市の課題

● **地方分権の推進**

松江市は、特例市に移行し、多くの権限移譲を受けてきましたが、市民生活に直結する行政サービスの権限が、県と市に分かれたままとなっています。住みやすさの向上、市民の健康を増進していく取組をより効果的に進めていくためには、市民サービスに総合的に責任を持つことができる権限の移譲を受ける必要があります。

● **健康長寿への希求**

高齢化が進展する中、健康長寿を望む意識が高まっています。市民の健康を守るサービスは、現在、市の保健センターと県の保健所が役割分担をして提供しています。

● **人口減少社会**

首都圏への一極集中、出生率の低下など、日本全体で人口減少が社会問題となっています。このような中、地方の活力を維持していくため、松江市が、県庁所在市として県全体をけん引するとともに、中海・宍道湖・大山圏域が連携して発展していく必要があります。

目指す中核市 松江の姿

住みやすさ日本一のまち

健康寿命日本一のまち

中海・宍道湖・大山圏域の  
発展に貢献

中  
核  
市  
松  
江

### 3 中核市移行の効果（メリット）

中核市に移行することにより、次のような効果（メリット）を生み出すことができると考えています。

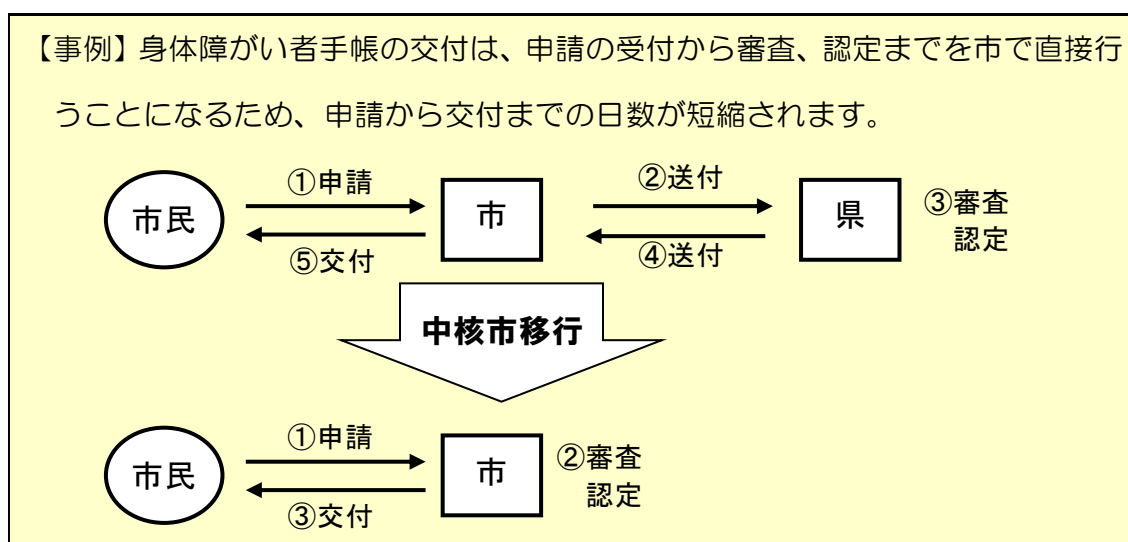
#### ビジョン1 住みやすさ日本一のまち

##### ①市民サービスの向上

市民生活に身近な行政サービスのほとんどを市が責任を持って対応することになります。市民のニーズや松江市の地域の課題に応じた柔軟で迅速な行政サービスを総合的に提供することができるようになります。

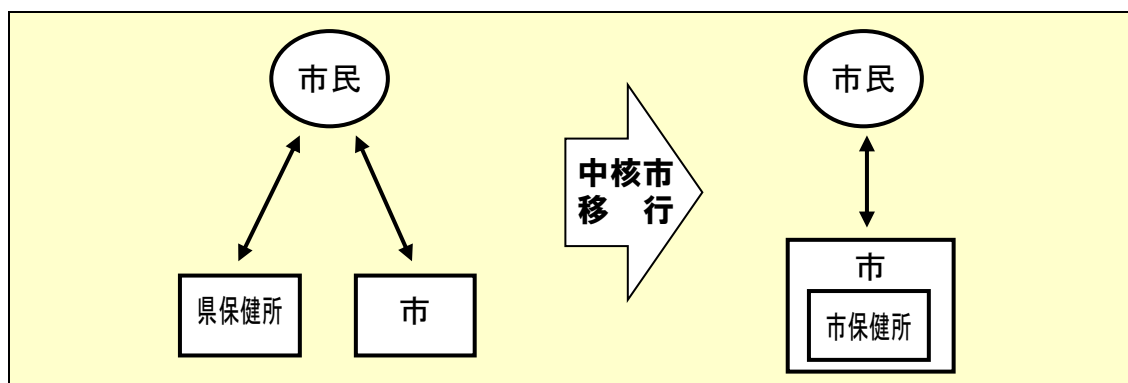
##### ②手続の迅速化

現在、受付は市、審査・認定等は県や保健所で行うという2段階になっている手続を、市で一元的に処理することができるようになります。手続の迅速化が図れ、市民の利便性が向上します。（身体障がい者手帳など）



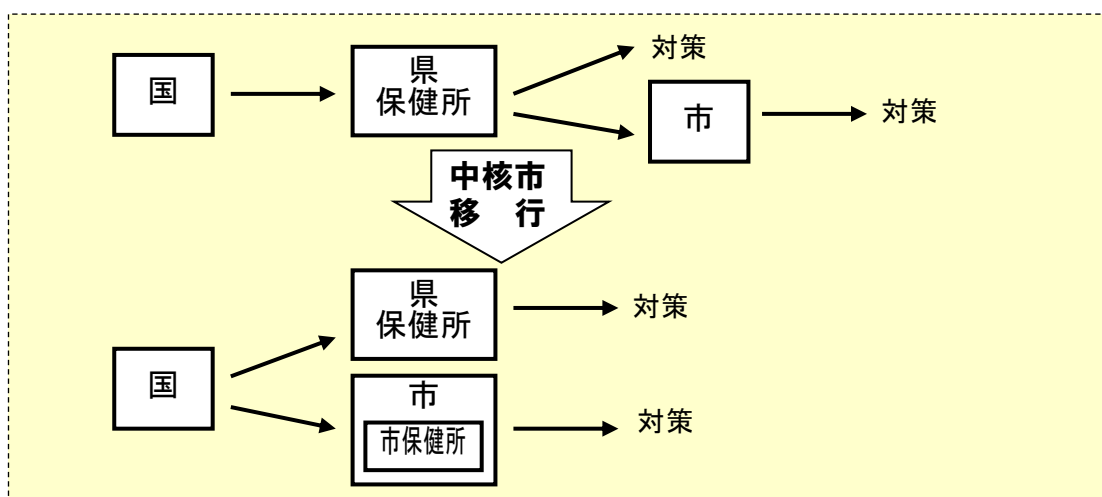
### ③子育て支援の充実

現在、市は、乳幼児健診や家庭訪問等による相談、支援など、妊娠・出産から育児までの母子保健サービスを実施しています。中核市移行後は、特定不妊治療費助成<sup>1</sup>、周産期医療<sup>2</sup>に関わる体制への支援や医療的ケアが必要な乳幼児等の支援を市が直接実施することになり、子育て支援の充実を図ることができるようになります。



### ④感染症対策が迅速に

感染症の情報は、現在は、県の保健所を経由して市に提供されます。保健所を設置すると、県からの指示や情報を待たなくても、国から直接情報を入手することができ、感染症に対する平時の監視及び予防、被害拡大の防止等の対応をより迅速に進めることができるようになります。

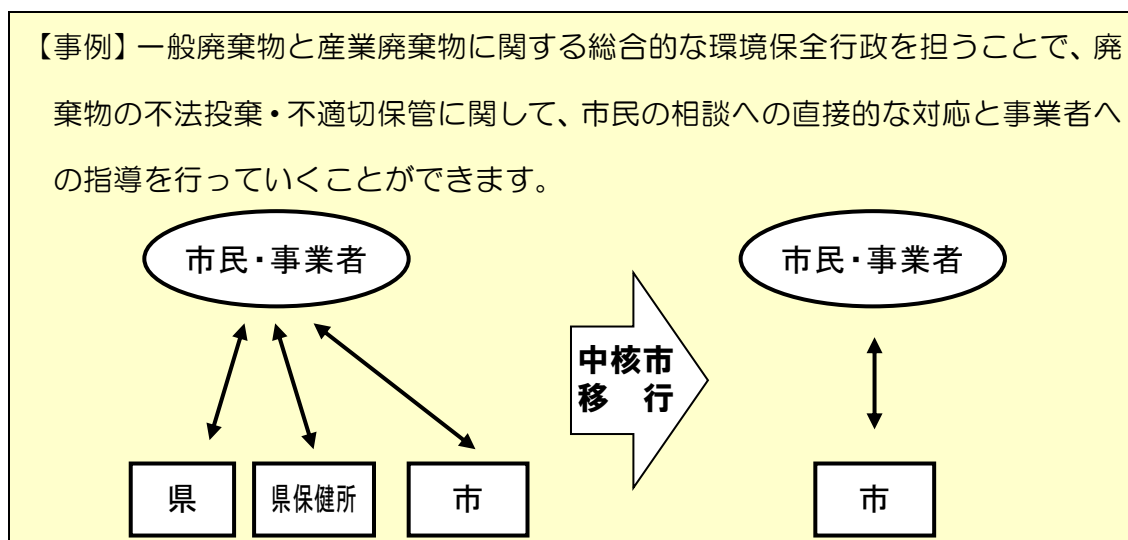


<sup>1</sup> 特定不妊治療費助成 不妊症のため、子どもを持つことができない夫婦に対して、体外受精及び顕微授精の医療費の一部を助成するもの。一般不妊治療（保険適用の不妊治療及び検査・人工授精）については、現在、市が助成を行っている。

<sup>2</sup> 周産期医療 妊娠22週から生後1週未満までの期間を周産期といい、この期間は、母子ともに異常を生じやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。

## ⑤総合的な環境行政

一般廃棄物<sup>3</sup>と産業廃棄物<sup>4</sup>の対策を一体的に行うなど、環境保全の指導権限が強化されます。市民などからの不法投棄などに関する相談にも一元的に対応できるようになり、総合的な環境政策を行うことができるようになります。



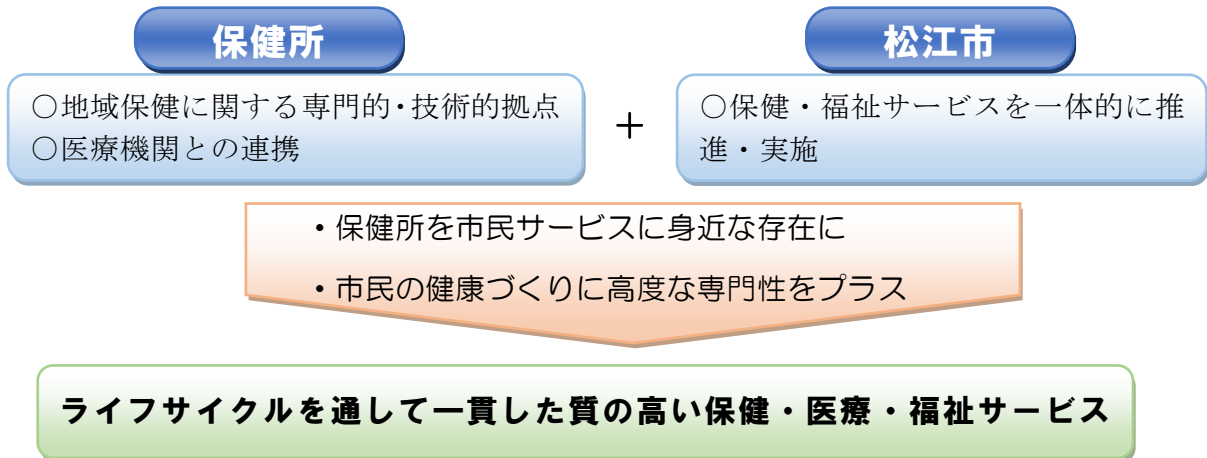
## ⑥特色ある教育

市独自の研修計画による小中学校の教職員の研修を実施できるようになります。松江市の特色や、松江市独自の教育方針に基づいた特色ある教育サービスを提供することができるようになります。

<sup>3</sup> 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物

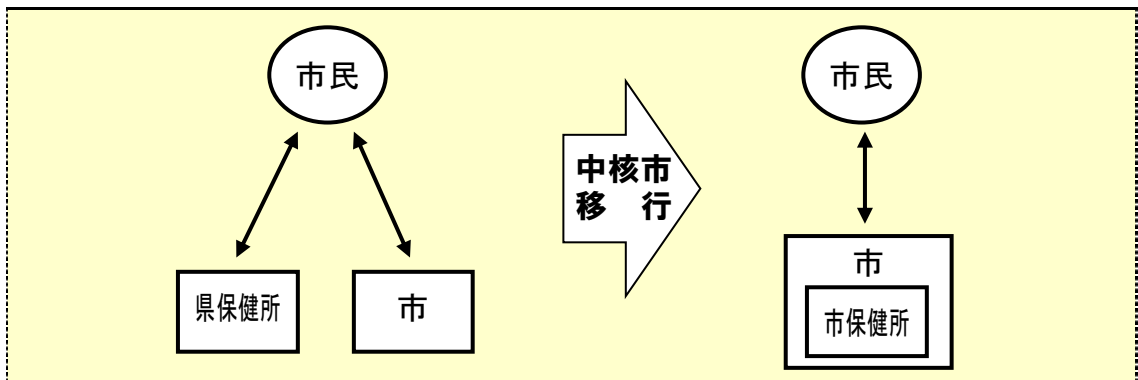
<sup>4</sup> 産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

## ビジョン2 健康寿命日本一のまち



### ①地域保健の充実

保健所を設置することにより、今まで県と市が別々に行ってきた地域保健の各種事業、各種情報の提供などを市が一括して行うことにより、市民にわかりやすく、総合的で質の高いサービスを提供することができるようになります。



### ②健康づくり施策の充実

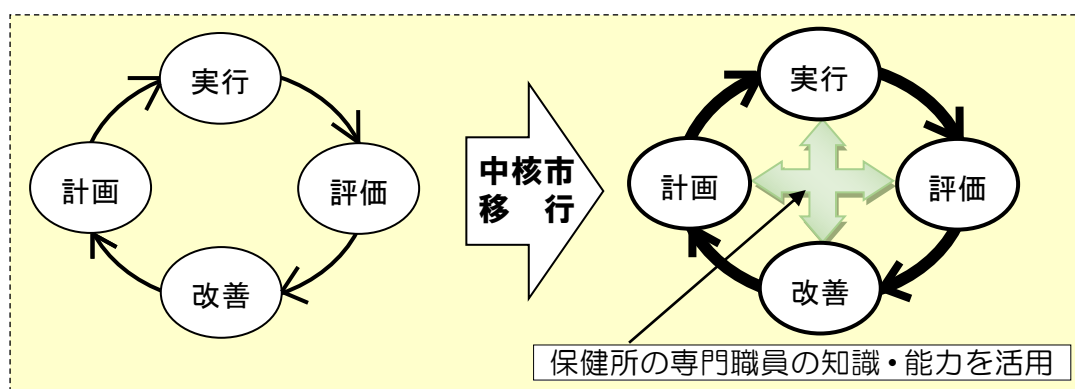
市の保健所に医師をはじめとした専門職等を配置することにより、健康に関する一般的な問題から専門的な問題までの一貫した相談・支援・指導を身近にできるようになり、一層の健康づくりの取組を進めることができるようになります。

また、これまで市が行ってきた介護予防施策と連携することで、健康寿命の延伸に向けた施策の充実を図ることができます。(脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防、重症化防止等)

### ③保健サービスの質の向上

専門職の知識・能力を生かした高度な分析・評価を行うことで、健康増進、母子保健に関する業務など市が担ってきた業務についてPDCA<sup>5</sup>（Plan→Do→Check→Act）をより有効に機能させ、市民サービスに生かしていくことができるようになります。

また、保健所の設置により、市の保健師の数が増え、その担う業務の幅が広がることで、地域の保健を担う保健師の知識・能力を高める機会が増え、保健サービスの質の向上につなげることができます。



### ④継続した精神保健サービスの提供

保健所を設置すると、現在市が行っている精神保健相談に加え、医師による相談、精神障がい者保健福祉手帳交付などの各種申請、受診や生活就労の支援等、一連の精神保健サービスを切れ目なく行うことができるようになります。

### ⑤地域包括ケアシステムのよりよい構築

保健所を設置することにより、これまで市が中心に担ってきた介護・福祉に加え、医療行政の一翼を担うことで、地域包括ケアシステム<sup>6</sup>の要素である「医療、介護、介護予防、住まい、生活支援」全般に市が関わることとなります。加えて、これまで保健所で培われた医療関係機関とのネットワークを継承することで、今後の松江市に必要な地域包括ケアシステムのよりよい構築に寄与することができます。

<sup>5</sup> PDCA 計画 Plan、実行 Do、評価 Check、改善 Act を継続的に繰り返すことで業務を改善していくこと。

<sup>6</sup> 地域包括ケアシステム 地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

### ビジョン3 中海・宍道湖・大山圏域の発展に貢献

中海・宍道湖・大山圏域が地方拠点として発展していくため、圏域自治体が連携した取組を進めています。松江市は、この圏域において唯一、中核市の要件を満たした都市です。

中核市に移行し、さまざまな権限の移譲を受けることで、住みやすさの向上を図れます。また、**中核市は、「まち・ひと・しごと創生」の取組のなかで、更なる権限移譲や財源の受け皿となることが期待されます**。松江市が中核市移行により都市機能を高め、住みやすさの向上を図ることで、圏域の人口減少に対するダム効果を強め、圏域の経済発展に貢献していくことができます。

また、次のような効果も期待できます。

#### ①都市のイメージアップ

県内唯一の中核市として知名度が上がることは、交流人口の増加、企業立地の促進など地域経済の発展につながるものと考えられます。

#### ②職員の意識の向上

中核市に移行すると市の担う責任はこれまでよりも重くなります。職員の意識の向上を図り、中核市に移譲される権限を生かした市民サービスの向上、都市の魅力の向上につなげていきます。

※「中海・宍道湖・大山圏域」とは

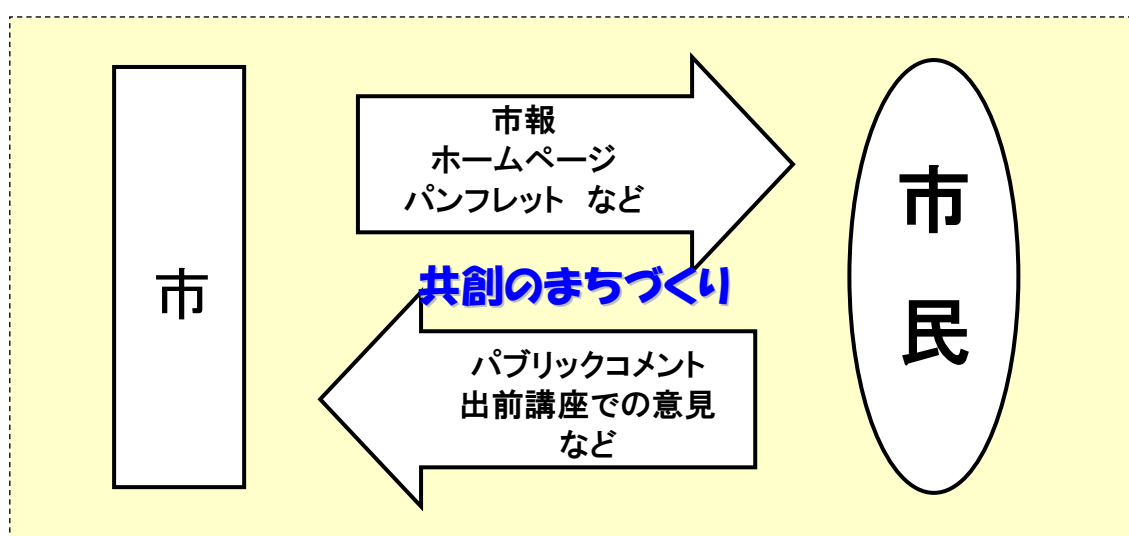
- ・ 松江市、出雲市、安来市、米子市、境港市、大山圏域の鳥取県西部 7 町村で構成し、平成 24 年 4 月に圏域市長会を結成しました。
- ・ 圏域人口は、66 万人で、日本海側の主要都市圏では第 3 位の規模があります。
- ・ 産業や都市機能の集積、魅力的な観光地、国内外につながる空港、港、高速道路など、高いポテンシャル（潜在能力・可能性）を有しています。

## 4 中核市移行に向けての取組の基本的な考え方

### (1) 広報

中核市への移行について、市民の関心と理解を深めるため、わかりやすい資料を作成し、市報、ホームページ、パンフレット等を通じて、中核市制度の概要、移譲事務の内容、中核市移行後の市の姿などについて、積極的に広報をしていきます。

また、パブリックコメント、出前講座等を実施し、中核市の制度やメリットなどの説明を行いながら、市民の意見を聞いていきます。



### (2) 移譲事務の調整

中核市が担う事務は法律、政令等により定められています（法定移譲事務）。この法定移譲事務のほかに、市民サービスの向上、事務の効率化等の面から任意に移譲を受けた方がよいと考えられる事務（任意移譲事務）もあります。任意移譲事務については、市民サービスの向上と事務の効率化を考慮し、島根県と協議し、必要な権限の移譲を受けていきます。

移譲事務の調整に当たっては、島根県と十分に協議し、事務の移行が円滑に行えるよう準備を進めていきます。



《松江市が中核市移行した際に移譲される主な事務》

### 福祉行政に関する事務

- ・身体障がい者手帳の交付
- ・障がい者支援施設等の指定・監督
- ・母子生活支援施設の設置認可・監督
- ・社会福祉審議会の設置
- ・母子福祉資金の貸付け
- ・結核児童の療育 等

【約 340 事務】

### 保健衛生行政に関する事務

- ・保健所の設置
- ・診療所、助産所の開設届、立入検査
- ・食品衛生監視指導
- ・健康保持、増進のための事業実施
- ・飲食店の営業許可
- ・特定給食施設の栄養管理に関する指導 等

【約 810 事務】

### 文教行政に関する事務

- ・県費負担教職員の研修
- ・文化財の保存状況に関する報告聴取 等

【約 20 事務】

### まちづくりに関する事務

- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 等

【約 150 事務】

### 環境保全に関する事務

- ・産業廃棄物対策
- ・大気汚染防止対策 等

【約 280 事務】

### その他

- ・包括外部監査制度の実施

※【】内の事務数は、法定移譲事務及び任意移譲事務の合計。事務数は、法令改正、県との協議結果等により変更になる可能性があります。

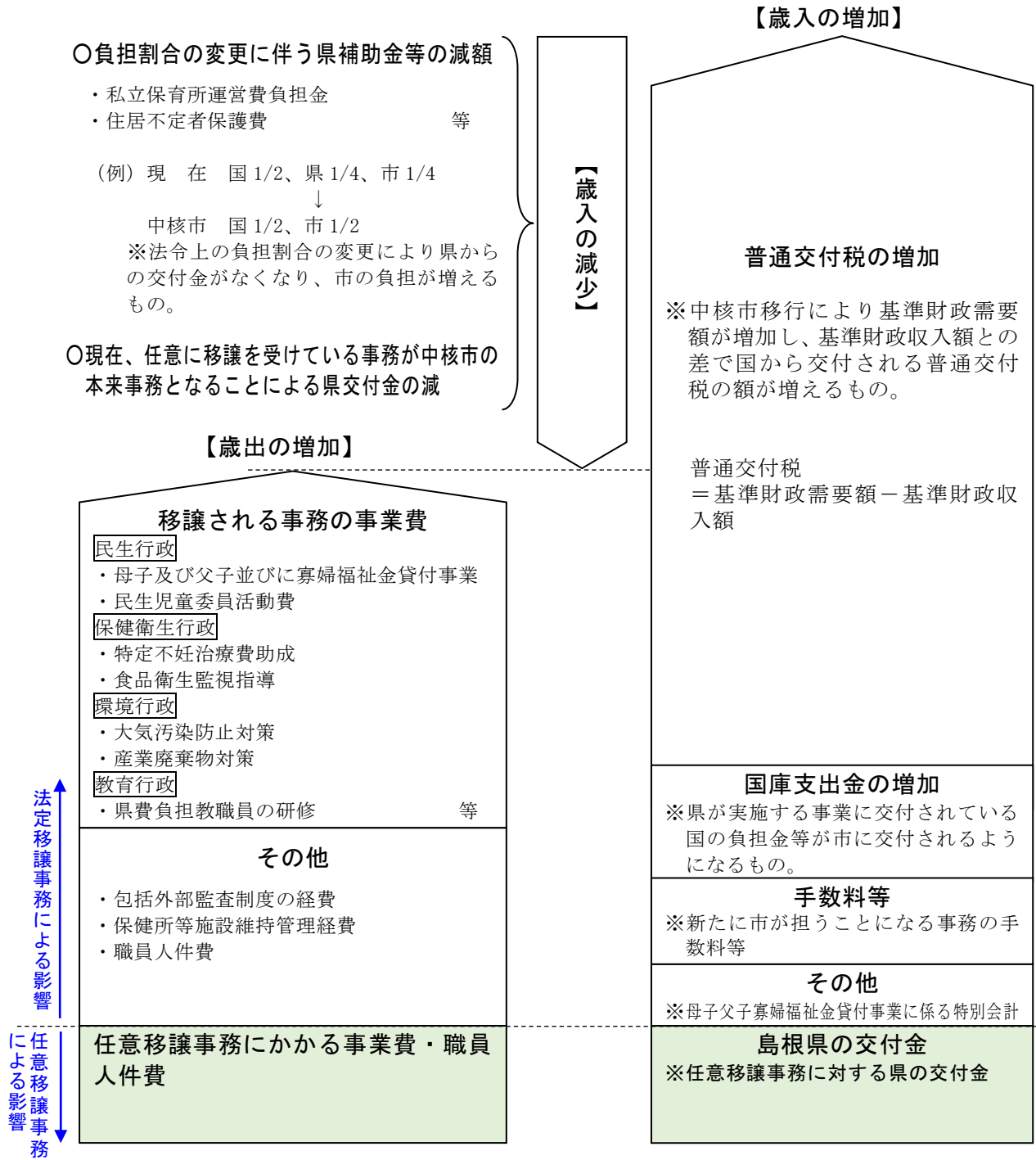
## (3) 財政への影響

中核市に移行すると、移譲事務の処理に必要な職員の人件費、事務経費等が増加します。こうした歳出（経費）の増加に対する財源は、中核市に移行することに伴う普通交付税の増加、その他の歳入（収入）の増加で補えるよう、事務事業の調整を行います。

普通交付税の算定は、中核市となった市の事務量に見合う形で行われるため、基準財政需要額の増額分で、中核市の事務を行うことができるといわれており、これまでに中核市に移行した市の財政推計等を調査する限りでは、中核市移行による歳出の増加額は、歳入の増加額の範囲内に収まっています。

しかし、松江市は、これまでに中核市に移行した市と比較すると人口規模が小さいことなどから、松江市における財政への影響は、松江市の事情に合わせて詳細に推計していきます。

《財政への影響のイメージ》



※グラフの高さは、金額の大小を正確に表したものではありません。

※中核市移行により、市民の税金等の負担が増加することはありません。

【参考】 財政への影響額について（他市の事例） → 後掲資料 24 ページ・25 ページ

#### (4) 組織・職員体制及び専門職員の確保・育成

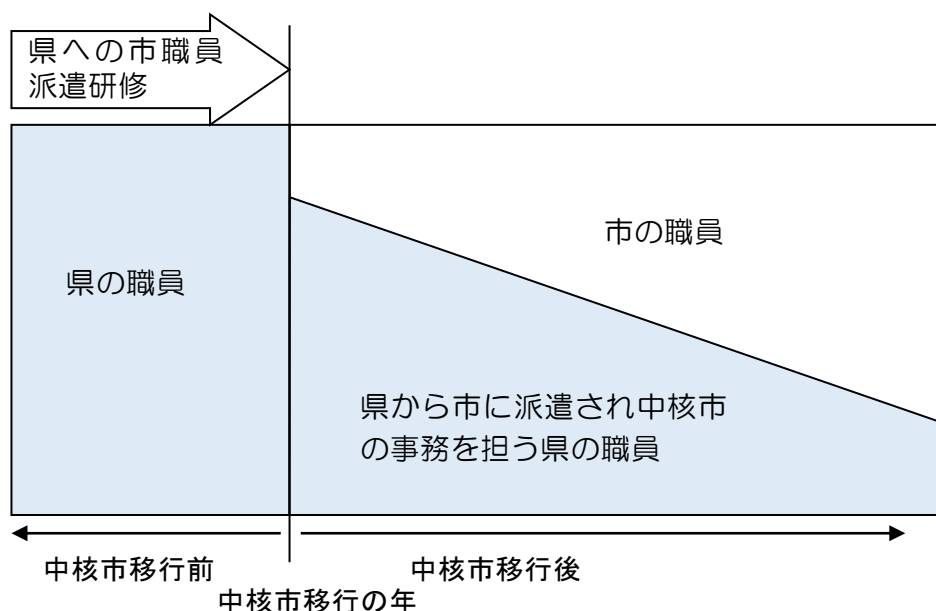
中核市移行時の組織・職員体制については、最少の人員で効率的な組織・機構とすることを基本に、新たに担う行政サービスを円滑に実施できるよう、必要な職員を確保していきます。また、中核市の事務の中には、保健所業務をはじめとして、専門の資格や知識を必要とするものがあります。

中核市移行の前には、市の職員を島根県に派遣して移譲を受ける事務に関する専門的知識、技能の習得を行えるよう、また、中核市移行後には、島根県から必要な職員の派遣を受けるなどし、事務が円滑に移譲されるよう、島根県に協力を依頼し、専門職員の確保及び職員の育成を計画的に行っていきます。

市の職員の採用についても、採用計画を立て、計画的に行っていきます。

また、中核市移行後において、専門職員の人事の固定化によるモチベーションの低下が生じないように、人事配置、研修、人事交流等について検討していきます。

《専門職、専門的知識、技能を要する職場における職員の確保・育成のイメージ（先進市の例）》



## (5) 保健所の設置

中核市は、保健所を設置することが法律で定められています。

保健所で行う事務は、現在、市が保健センター等で行っている事務などに関連するものも多くあります。松江市が保健所を設置するに際しては、現在、保健センター等で担っている事務との調整を図り、効率的で効果的に施策を実施できるよう検討していきます。

なお、現在、松江市内には、島根県が設置している松江保健所があり、松江市と安来市を管轄しています。松江市が中核市に移行すると、松江市域を管轄する保健所は、松江市が設置することになり、島根県は、安来市域を管轄する保健所を引き続き設置する必要があります。松江市内に2つの保健所を設置することについては、全体として非効率であるとの考えもあります。

このような理由から、近隣の市町の保健所業務を、中核市と県が共同で処理する仕組みを検討している県・市もあります。松江市においても、市民サービスの向上と事務の効率化の双方の観点から、共同での処理も視野に入れながら、松江市における保健所の設置のあり方について、検討していきます。

※保健所の共同処理の方法として考えられる方法

- ・機関の共同設置（地方自治法第252条の7）
- ・事務の委託（地方自治法第252条の14）

【参考】現在の松江保健所の体制 → 後掲資料26ページ

## (6) 条例等の整備

中核市への移行に伴い、新たな事務を実施するに当たり、基準、手続等の必要な事項を定めるため条例、規則等の整備が必要な事務があります。島根県との事務調整を行う中で、必要な条例、規則等の洗い出しを行い、適正に事務が執行できるよう、整備を行います。

また、新たな事務を担うために、審議会、協議会等の附属機関等を設置する必要があるものもあります。これらの附属機関については、必要となる機能を考慮しつつ、効率的な設置・運営を検討します。

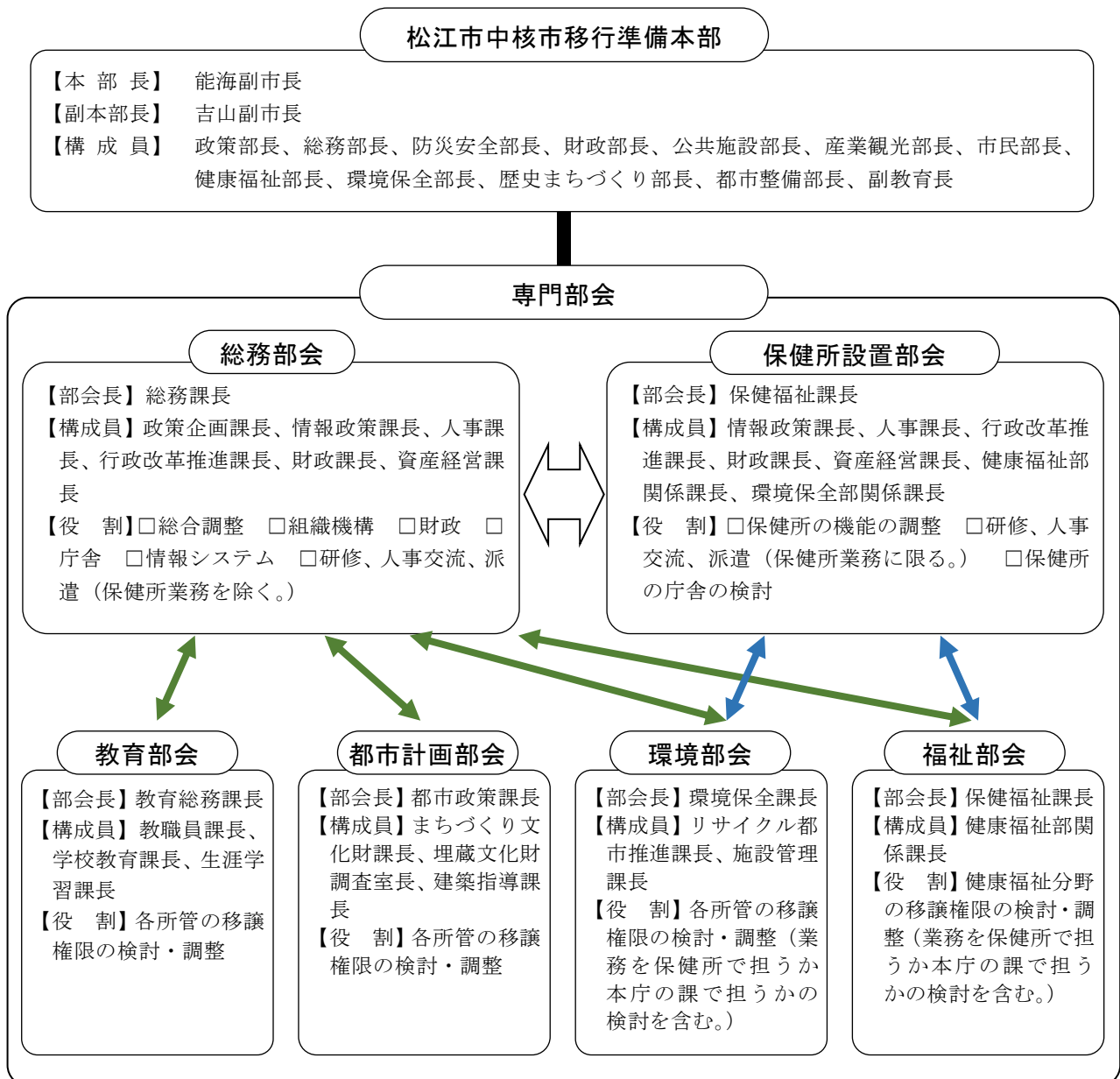
### 《条例・審議会等》

整備が必要となる主な条例	設置が必要となる主な審議会等
<ul style="list-style-type: none"><li>・保健所設置条例</li><li>・社会福祉施設の基準を定める条例</li><li>・障がい福祉サービス事業所の基準を定める条例</li><li>・ホテル営業、旅館営業の施設の構造設備の基準を定める条例</li><li>・理容業、美容業の衛生措置の基準を定める条例</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉審議会</li><li>・保健所運営協議会</li><li>・感染症の診査に関する協議会</li></ul>

## (7) 庁内推進体制

平成 26 年 11 月に、副市長を本部長とする「松江市中核市移行準備本部」を設置し、検討を進めてきました。引き続き、「松江市中核市移行準備本部」を中心に検討を進めていきます。

また、この本部の下に設置している総務、保健所、福祉、環境、都市計画、教育の各専門部会で、分野ごとの具体的な検討、調整等を進めていきます。



## 5 移行目標期日

中核市への移行目標期日は、**平成 30 年 4 月 1 日**とします。

## 6 スケジュール

### (1) これまでの経過

- 平成 26 年 5 月 地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）公布  
※平成 27 年 4 月から中核市の人口要件が「20 万人以上」となる。
- 8 月 島根県知事要望において中核市移行の準備についての協力要請
- 10 月 総務部に中核市移行準備室を設置
- 11 月 松江市中核市移行準備本部設置
- 平成 27 年 4 月 構想「中核市を目指して」を決定
- 6 月 「中核市移行に関する基本的な考え方」（案）を作成

### (2) 今後のスケジュール（見込み）

- 平成 27 年度 「中核市移行に関する基本的な考え方」（案）に対する市民等への意見募集  
島根県との権限移譲事務に関する協議
- 平成 28 年度 島根県への職員派遣研修を開始  
総務省ヒアリング  
松江市議会へ中核市指定申出についての議案提出
- 平成 29 年度 島根県知事へ中核市指定の同意を申入れ  
島根県知事が島根県議会に中核市指定の同意の議案提出  
島根県知事から松江市への同意  
総務大臣へ中核市指定を求める申出  
中核市指定の閣議決定、政令公布  
松江市議会に関係条例案を提出
- 平成 30 年 4 月 中核市へ移行  
保健所の開設

## ■ 資料編

### 資料 1 指定都市、中核市、施行時特例市の指定状況

#### ①全国の指定都市、中核市、施行時特例市の指定状況

	指定都市 (人口50万以上で 政令で指定)	中核市 (人口20万以上の市の申出に基 づき政令で指定)	施行時特例市(人口20万以上の 市の申出に基づき政令で指定)
全国	20市	45市	39市
北海道	札幌(191)	旭川(34)、函館(27)	
東北	仙台(104)	いわき(34)、郡山(33)、 秋田(32)、青森(29)、盛岡(29)	山形(25)、八戸(23)
首都圏	横浜(368)、川崎(142)、 さいたま(122)、千葉 (96)、相模原(71)	船橋(60)、宇都宮(51)、横須 賀(41)、柏(40)、高崎(37)、前 橋(34)、川越(34)、八王子(58)、 越谷(32)	川口(56)、所沢(34)、水戸(26)、 平塚(26)、草加(24)、春日部 (23)、茅ヶ崎(23)、厚木(22)、 大和(22)、太田(21)、つくば (21)、伊勢崎(20)、熊谷(20)、 小田原(19)、甲府(19)
北陸	新潟(81)	金沢(46)、富山(42)	長岡(28)、福井(26)、上越(20)
中部圏	名古屋(226)、浜松 (80)、静岡(71)	豊田(42)、岐阜(41)、長野(38)、 豊橋(37)、岡崎(37)	一宮(37)、春日井(30)、四日 市(30)、富士(25)、松本(24)、 沼津(20)
近畿圏	大阪(266)、神戸(154)、 京都(147)、堺(84)	姫路(53)、東大阪(50)、西宮 (48)、尼崎(45)、豊中(38)、和 歌山(37)、奈良(36)、高槻(35)、 大津(33)、枚方(40)	吹田(35)、明石(29)、茨木(27)、 八尾(27)、加古川(26)、寝屋 川(23)、宝塚(22)、岸和田(19)
中国	広島(117)、岡山(70)	倉敷(47)、福山(46)、下関(28)	呉(23)、松江(20)、鳥取(19)
四国		松山(51)、高松(41)、高知(34)	
九州	福岡(146)、北九州 (97)、熊本(73)	鹿児島(60)、大分(47)、長崎 (44)、宮崎(40)、久留米(30)	佐世保(26)、佐賀(23)
沖縄		那覇(31)	

(備考) 都市名の次の ( ) は、人口。人口は、平成 22 年国勢調査人口の確定値を用いた人口 (1 万人未満切捨て) を表記。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)



②道府県庁所在市の指定状況

道府県	市	指定状況
北海道	札幌市	指定都市
青森県	青森市	中核市
岩手県	盛岡市	中核市
宮城県	仙台市	指定都市
秋田県	秋田市	中核市
山形県	山形市	施行時特例市
福島県	福島市	
茨城県	水戸市	施行時特例市
栃木県	宇都宮市	中核市
群馬県	前橋市	中核市
埼玉県	さいたま市	指定都市
千葉県	千葉市	指定都市
神奈川県	横浜市	指定都市
新潟県	新潟市	指定都市
富山県	富山市	中核市
石川県	金沢市	中核市
福井県	福井市	施行時特例市
山梨県	甲府市	施行時特例市
長野県	長野市	中核市
岐阜県	岐阜市	中核市
静岡県	静岡市	指定都市
愛知県	名古屋市	指定都市
三重県	津市	
滋賀県	大津市	中核市
京都府	京都市	指定都市
大阪府	大阪市	指定都市
兵庫県	神戸市	指定都市
奈良県	奈良市	中核市
和歌山県	和歌山市	中核市
鳥取県	鳥取市	施行時特例市
島根県	松江市	施行時特例市
岡山県	岡山市	指定都市
広島県	広島市	指定都市
山口県	山口市	
徳島県	徳島市	
香川県	高松市	中核市
愛媛県	松山市	中核市
高知県	高知市	中核市
福岡県	福岡市	指定都市
佐賀県	佐賀市	施行時特例市
長崎県	長崎市	中核市
熊本県	熊本市	指定都市
大分県	大分市	中核市
宮崎県	宮崎市	中核市
鹿児島県	鹿児島市	中核市
沖縄県	那覇市	中核市

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

資料2 財政への影響額について（他市の事例）

(1) 越谷市（H27.4 中核市移行・人口 326 千人・面積 60.24 km<sup>2</sup>）

①中核市移行に伴う歳入への影響額

単位：千円

区分	一般財源	使用料手数料	国庫支出金	県支出金	その他	合計
金額	1,527,502	79,377	154,930	△573,386	52,667	1,241,090

②中核市移行に伴う歳出への影響額

単位：千円

区分	移行に伴う増額	財源内訳			主な事務事業
		国庫支出金	その他	一般財源	
民生行政	482,086 (78,300)	127,404	△513,800	868,482 (78,300)	・小児慢性特定疾患対策事業 ・軽費老人ホーム運営助成事業
保健衛生行政	618,751 (487,200)	24,893	82,542	511,316 (487,200)	・特定不妊治療費助成事業
環境行政	81,485 (78,300)		△3,963	85,448 (78,300)	・産業廃棄物関連対策事業
都市計画・建設行政	0		△4,249	4,249	
文教行政	42,187 (34,800)	2,633	△1,872	41,426 (34,800)	・県費負担教職員研修事業
その他	16,581			16,581	・外部監査事業
合計	1,241,090 (678,600)	154,930	△441,342	1,527,502 (678,600)	

( ) 内は、人件費（内数）

出典：越谷市「中核市に係る移譲事務等の概要」（平成 26 年 1 月）

(2) 高崎市 (H23.4 中核市移行・人口 371 千人・面積 459.16 km<sup>2</sup>) ※人口は移行時

ア 法定移譲事務

① 新たな負担となる事務 (新規事業)

単位：千円

行政分野	主な事務	一般財源影響額
民生行政	老人福祉施設整備費補助	582,687
保健衛生行政	特定不妊治療費助成事業	51,131
環境行政	産業廃棄物監視事務	137
都市計画・建設行政	屋外広告物規制事務	7
文教行政	文化財の鑑査事務	2
その他	包括外部監査	15,000
合 計		648,964

② 負担率の変更により市の負担が増える事務

単位：千円

行政分野	主な事務	一般財源影響額
民生行政	保育所運営費負担金	940,568
保健衛生行政	難病対策事務	24
合 計		940,592

イ 法定外移譲事務

単位：千円

行政分野	主な事務	一般財源影響額
民生行政	保育充実促進費補助事業	88,416
保健衛生行政	H I V 母子感染症防止事業	5,941
合 計		94,357

ウ その他の経費

単位：千円

行政分野	主な事務	一般財源影響額
職員人件費	保健所職員等 (84人程度)	671,916
施設維持管理経費	保健所維持管理経費	58,000
合 計		729,916

**移譲事務等に係る財政負担見込み額の合計 (ア+イ+ウ) 2,413,829千円**

※上記の見込み額は、平成20年度の県決算額を基本に算出した推計の数値である。また、保健所の施設整備や各種電算システムの開発に係る初期的経費等は、この影響額には含んでいない。

**中核市移行に係る基準財政需要額の増加見込み額 約2,420,000千円**

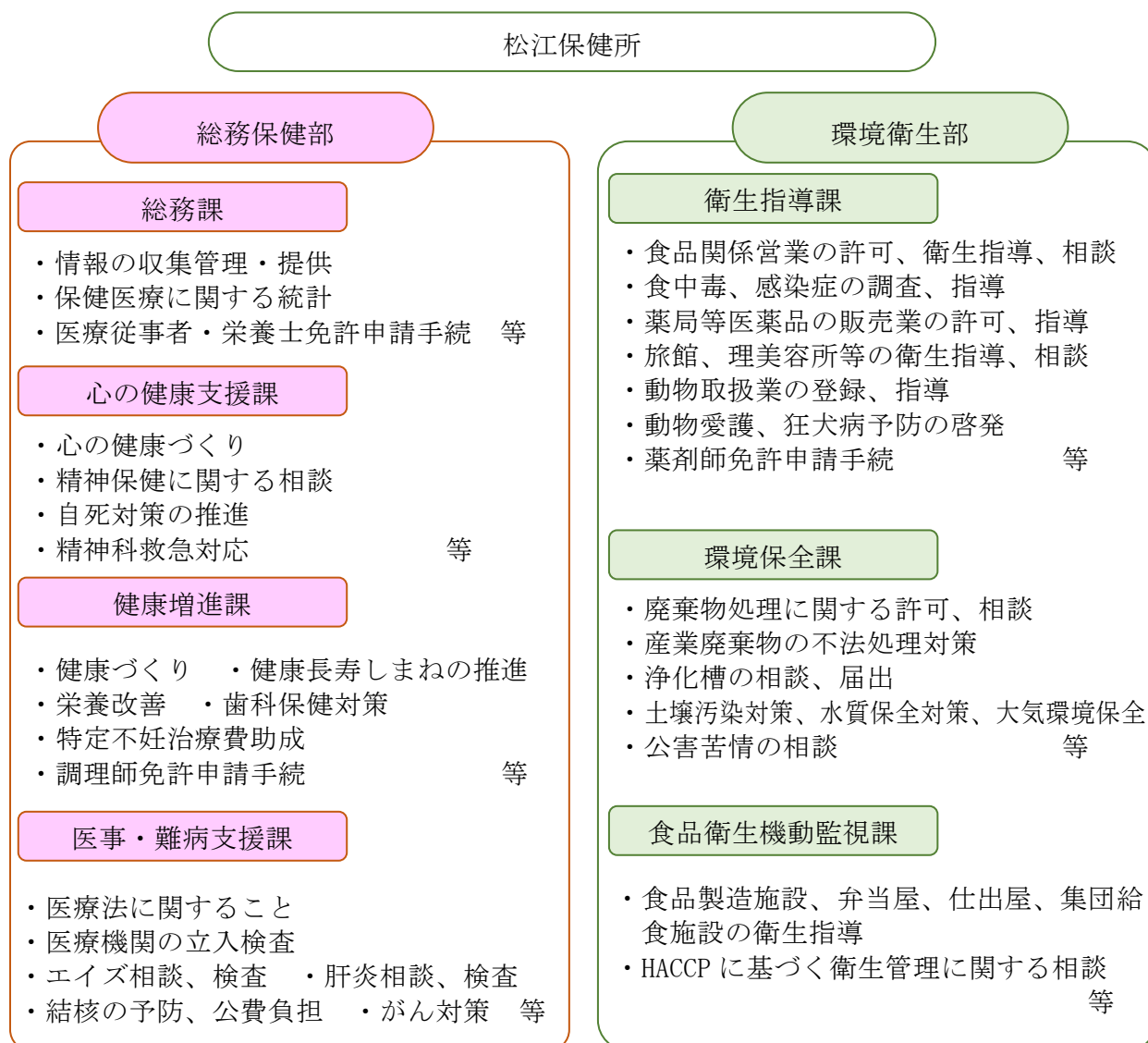
※推計は、平成22年5月時点の数値を元に算出

※基準財政需要額の増加見込み額については、平成21年度ベースで試算したもの

出典：高崎市「中核市移行の記録」(平成23年7月)

### 資料3 島根県松江保健所の業務及び職員数

島根県松江保健所が担っている事務及び職員の配置は、次のとおりです。



出典：島根県ホームページ掲載資料「松江保健所の業務内容」

#### ○松江保健所の職員数

医師	獣医師	薬剤師	保健師	栄養士・ 管理栄養士	歯科 衛生士	臨床検 査技師	診療放 射線技 師	化学	食品 衛生	事務	合計
1	4	3	12	2	1	1	1	4	2	16	47

(平成26年6月1日現在)